

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 3 0 日

市区町村防災危機管理主管部長 様
市区町村住民基本台帳主管部長 様
市区町村社会保障・税番号制度主管部長 様

地方公共団体情報システム機構
ICT イノベーションセンター長

クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）

日頃より、当機構の業務について御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、「クラウド型被災者支援システム」（以下「本システム」という。）の令和 4 年度からの運用開始に伴い、利用申込の受付を開始します。

市区町村の被災者支援に関するシステムの整備促進を目的に、本システムの早期導入を促進するため、早期導入市区町村を対象とする利用料の割引のほか、都道府県単位での市区町村の導入割合に応じた利用料の割引の特別措置を用意いたしましたので、本システムの導入について御検討願います。

また、現在コンビニ交付を導入していない市区町村につきましては、あわせて自治体基盤クラウドシステムへ加入いただくことで、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付を速やかに導入することができますので、併せて御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 クラウド型被災者支援システムについて

本システムは、市区町村の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として内閣府が開発し、令和 4 年度から地方公共団体情報システム機構が運用します。本システム導入の効果としては、住民基本台帳の情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地からの罹災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となります。また、平時における個別避難計画の作成機能等も備えています。

2 費用について

本システムを新たに導入するに当たっては、以下の費用が必要となります。

- ① 導入経費（データ連携のための基幹システム改修費等）
- ② クラウド型被災者支援システム利用料（毎年）

③ コンビニ交付サービス運営負担金（毎年）

注）既にコンビニ交付を導入している団体は、二重に負担いただくことはありません。

④ コンビニ等事業者への委託手数料

<地財措置等>

詳細は内閣府主催説明会（令和4年5月13日、16日）の内閣府説明資料のP14をご覧ください（リンク <https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/cloud/02/shryo1.pdf>）

3 利用料低減措置について

本システムの早期導入を促進し、多数の市区町村に利用いただくため、市区町村からの要望等を踏まえ、早期導入市区町村を対象とする利用料の割引のほか、都道府県単位での多くの市区町村の導入割合に応じた利用料の割引の特別措置を御用意いたしましたので、本システムの導入について御検討願います。詳細は別紙1をご覧ください。

4 サービス利用の申込みについて

「コンビニ交付」の運用管理システム（BOS）より利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、送付ください。

メールの件名は「【市区町村名】クラウド型被災者支援システムの参加申込み」とし、本文に市区町村名、担当課、担当者の氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記してください。

申込書を受け付け次第、メールにて当機構より申込み受付完了の連絡及び利用約款締結等のご案内をいたします。

なお、申込書につきましては6月30日中にBOSに掲載します。

BOSの利用申請は、以下のURLから手続きしてください。

宛名：地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

ICTイノベーションセンター研究開発部 被災者支援担当

メール：rddlg@j-lis.go.jp ※インターネットメールです。

件名：【市区町村名】クラウド型被災者支援システムの利用申込み

（リンク https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html）

※ 上記は試行運用及び令和5年1月からの本運用開始に向けての利用申込手続きとなります。

5 試行運用期間について

令和4年12月31日（予定）までは試行運用期間とし、クラウド型被災者支援システム利用料（上記2の②）を負担なく利用いただけます。その他の経費については各市区町村の状況により負担いただく場合がありますので御留意ください。

試行運用期間中は、令和5年1月から予定の本番運用開始に先立ち、操作方法習得、業

務運用検討、業務リハーサル等を行っていただけます。

令和5年1月から3月までの利用料については、月割りで負担いただきます。

※ 試行運用への参加につきましては、申込市区町村の導入検討状況等を鑑みて選定させていただきます場合がございますので、御了承ください。

※ 試行運用期間も、地方公共団体情報システム機構にてサポートいたします。

6 既にコンビニ交付を導入している市区町村等における本システムの利用について

既に住民票の写し等のコンビニ交付を導入している市区町村においては、自治体基盤クラウドシステム（BCL）による住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付機能を利用せずに、BCLの住民基本台帳のバックアップデータの自動連携機能の利用を可能とします。また、コンビニ交付の導入予定の無い市区町村においても、BCLの住民基本台帳のバックアップデータの自動連携機能の利用を可能とします。

※導入パターンについての詳細は、別紙2及び「自治体クラウド基盤システム導入の手引き」をご覧ください。

資料掲載先 <https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>

（お問合せ先）

地方公共団体情報システム機構

ICT イノベーションセンター 研究開発部

クラウド型被災者支援システム担当

メール：rddlg@j-lis.go.jp